

プレスリリース

平成12年6月23日

「第8回農協系統の事業・組織に関する検討会の開催」について

本日、農林水産省第2特別会議室において標記会議が開催されましたので、説明資料を配付します。

連絡・問い合わせ先
経済局農業協同組合課
TEL：03-3502-8111(代)
奥原(内線2670)
出田(内線2696)
直通：03-3501-3728

ヒアリングの概要

項 目	農業者 (ABCD)・農業法人 (EF)	農協関係者 (GHIJ)	地方公共団体 (KL)・流通業界 (M)
1 食料・農業・農村基本法の理念の積極的推進 (1) 食料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者と消費者の相互理解を深める運動や食の教育の推進が必要。(A, C, E, F) ・ 安全な食料を安定的に供給することが必要。(D, E) ・ 農協系統がエコロジー運動に力を入れるべき。(E) ・ TV等を使った積極的PRが必要。(B, C) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズ (安全性、おいしさ等) に対応した生産が重要。(I) ・ JAの環境保全への取組みを強化することが必要。(G) ・ 安全な農産物の供給体制の確立。(G, I) ・ 今後は消費者との共生が不可欠。日本型食生活の普及も重要。(H, J) ・ 消費者との交流の場を重視すべき。(J) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農協系統が先頭に立って、日本型食生活の普及や教育・情報提供を推進。(K) ・ 消費者も巻き込んだ運動にしていくことが重要。(K)
(2) 農業 地域農業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略は、個々の農業者でなく、地域の問題として考えていくことが必要。(F) ・ JAは、生産者と一体となって地域農業振興計画を策定し、実行すべき。(C) ・ JAが作物選定や団地化に積極的に取り組むべき。(B) ・ 流通・販売まで見通した作物選定が必要。(A) ・ 技術は農家の方が上なので、技術指導より流通・販売や情報提供に重点を置いた営農指導が重要。(A) ・ JAの事業運営は、農家の経営の差を踏まえない「悪平等」をやめ、「公平」なものにすべき。いまの多くのJAは「悪平等」の否定を言い出せないでいる。(F) ・ 専業農家ほど、JA離れが進んでいる。(B, E) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAが地域性を活かして自ら戦略を立てて改革していくことが重要。(I) ・ JAは、専業農家と兼業農家を区別して的確な対応を図ることが必要。(G) ・ 高度・専門的な営農指導体制の充実が必要。(J) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業振興の司令塔として戦略の樹立及び実施体制の確立が重要。特に強力な企画部門の確立。(K) ・ 大規模農家のJA離れを食い止める方策が必要。(K)

項 目	農業者 (ABCD)・ 農業法人 (EF)	農協関係者 (GHIJ)	地方公共団体 (KL)・ 流通業界 (M)
農産物販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物を有利に販売して、農業者の所得向上に貢献するのが J A の主たる役割。(C, D) ・ J A は、農産物販売の戦略と実績で評価される時代。(A) ・ 農家の直接販売についても、J A は協力すべき。例えば、J A は代金回収や顧客管理、販売先の信用調査、税務等会計面の支援をすべき。(A, B, C, F) ・ 農協系統としてのヒット企画、ヒット商品、ブランドの開発が必要。(E) ・ J A は、地産地消 (地元での販売) に努めるとともに、大口ユーザーには連合会との連携で対応すべき。(C, F) ・ 連合会は、自らの販売先を J A や農業者にもオープンにすべき。(F) ・ 農産物の流通を簡素化し、マージンを下げるべき。(B, D) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A が地域性を活かして、産直に積極的に取り組んでいくことが必要。(I) ・ 地産地消のためのファーマーズ・マーケットも重要。(J) ・ J A は、農家の直接販売についても、金融サービスや経営管理ノウハウの提供等により支援すべき。(J) ・ J A や生産者がインターネット取引を行っていくことも重要。(J) ・ 健康・環境指向に対応することが必要。J A 独自の安全性の認証基準も必要。(J) ・ 品質向上・規格統一によるブランド化も必要。全国ブランドの開発も必要。(J) ・ 品質の向上、集出荷施設の統廃合、輸送コストの削減が必要。(G) ・ 連合会のスリム化や外部委託によりコストを下げるべき。(J) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者・実需者等のニーズに対応した供給体制の整備が必要。(K) ・ J A は外食産業のニーズを踏まえた供給をしようという意欲に欠けている。外見より鮮度・味、安全性、調理しやすい量目などのニーズに対応して欲しい。対応できれば、国産農産物の相当の販路となるはず。(M) ・ 生産者手取りと消費者・実需者の購入価格の間に大きな開きがある。物流コストや中間業者を排除して生産者手取りを高め、消費者・実需者の購入価格を低くしていく努力が必要。(M)
生産資材販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストを 1 円でも下げるという姿勢を明確にすべき。(F) ・ 農協系統全体としての流通体制を見直してコストを下げ、メーカーより安く供給することが必要。(B, C) ・ 配送拠点は、ブロック別で十分。(E) ・ 農協系統は、低価格の機械の開発に、もっと役割を果たすべき。(A, C) ・ メーカーとの提携によってコストダウンを図ることも必要。(E) ・ 自分で引取りに行く農業者や大口の利用者へは、割引があってしかるべき。(C, E) ・ 大口のメリットは、事後的なバックマージンではダメ。正面から供給形態、供給量等に応じた価格体系とすべき。(F) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A グループ一体となって、業務重複を排除し、流通体制を再構築することが必要。(H, J) ・ メーカーと生産者を直結した流通を目指すべき。(J) ・ 受発注システムの一元化による業務の効率化が必須。(J) ・ 在庫管理の徹底、配送の運送業者委託が必要。(G, H, J) ・ 生産者自身による引取り、購入量などの供給形態で価格差を設けることが必要。(G) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送拠点の再編整備が必要。(K)

項 目	農業者 (ABCD)・ 農業法人 (EF)	農協関係者 (GHIJ)	地方公共団体 (KL)・ 流通業界 (M)
(3) 農村	<ul style="list-style-type: none"> ・ いまは車で30分も行けば、たいていのものは手に入るので、JAは余計な仕事をせずに、地域農業振興や営農支援に集中すべき。(C,F) ・ とくに赤字の事業については、廃止や民間委託を含めて検討すべき。(A,B,D,F) ・ Aコープ、ガソリンスタンドは淘汰が必要。(E) ・ 連合会がコンビニエンスストアとの連携などを進めるべき。(F) ・ 高齢者福祉は重要。その際、行政との連携も必要。(B,D,E,F) ・ 高齢者福祉も、真に必要なものに限定して実施すべき。(C) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者に任せられる事業は、JAでは行う必要はない。(G) ・ Aコープ、ガソリンスタンド、電気製品販売などは子会社経営とするなど、JA自らの事業としてはやめるべき。(G) ・ 子会社化や連合会によるチェーン化も必要。(J) ・ 高齢者福祉は積極的に取り組むべき。また、行政との連携が必要。(G,J) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購買事業については、外部委託も含めて再編整備すべき。(K) ・ 高齢者福祉については、JAの役割は重要だが、収益面が悪化しないよう留意が必要。(K)
2 金融事業の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ このままでは、大再編が進む銀行に置いていかれる。ネットワークの整備など新たな発想が必要。(E) ・ 農林中金や信連との連携を強めていくことが必要。系統金融を経営体として一本化することも含めて考える必要。(F) ・ 農家にとって、JA・信連・農林中金の区別はないので、中心的存在である農林中金を核とした体系を構築すべき。(F) ・ JAの資金運用は連合会に移していくことが必要。(F) ・ 信連と農林中金の根拠法が違うのも問題。(F) ・ JAの金融事業は、破綻しないように健全に運営していくことが必要。(C,D) ・ 破綻したときの受皿は上部団体しかないのではないか。(D) ・ そのうち、都銀に預けた方が安心ということになりかねない。(F) ・ 農業融資は、銀行や信金の方が適切に対応してくれる。(E) ・ JAの金融サービスのレベルは低く、また、サービス内容もきちんと組合員に知らされていない。(D) ・ JAの共済推進は農家のためなのか、JA経営のためなのか分からない。(A) ・ JAの共済は、安い掛金で優れた保障を提供してほしい。(C) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAグループ全体としての体制強化が必要。(H,I) ・ 組合員もJAと銀行の比較をして選別している。(H) ・ 経営管理の高度化、自己資本の増強、リスク管理体制の強化、部門別収支の均衡が重要。(G) ・ 実務に精通した金融担当役職員の配置が必要。(J) ・ 自己資本比率基準の引上げが必要。(J) ・ 中央会監査はもっと貯金量の少ないところにも義務付けるべき。(J) ・ JAの資金運用は無理をしないことが大切。個人向けローンなどを中心とし、有価証券にもあまり手を出すべきでない。(G,J) ・ 農協系統内の破綻時の受皿ルールを明確にしておくとともに、系統内の合併、事業譲渡スキームを多様化しておくことが必要。(G) ・ 破綻懸念JAの事業譲渡も進めるべき。(J) ・ いまのJAは、金融事業にウェイトを置きすぎている。(I) ・ 1県1JAが金融体制の強化策とは言えない。(J) ・ JAの総合事業性が重要であり、これを活かしたデータベース化が必要。(J) ・ 共済の証書は、組合員の信頼を考えれば、全共連の名(又は、全共連とJAの連名)で発行すべき。(G) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般金融機関並みの体制整備が必要。(K) ・ 模範定款例に基づく余裕金の上部団体への預け入れルールは不要。(K) ・ JAの資金運用能力は低い。(L) ・ 信連には、資金運用面で専門的知識を有する人材が少ないので農林中金との統合が必要。(K) ・ 破綻の未然防止のためには、農協系統内での経営内容のディスクロージャー等の充実が必要。(K) ・ 中央会は信用事業の監査をもっとやるべき。(K) ・ 破綻時の受皿ルールの確立が必要。(K)

項 目	農業者 (ABCD) ・ 農業法人 (EF)	農協関係者 (GHIJ)	地方公共団体 (KL) ・ 流通業界 (M)
<p>3 JAグループの組織運営体制の強化</p> <p>(1) JA・連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、専門的知識をもった経営者による経営と経営管理委員会の意向の調整を行う形態が必要。(F) ・ 組合員代表の役員やいまの職員レベルでは経営は難しい。(F) ・ 優秀な経営陣の育成が必要。いまの役員は名誉職的な人物が多い。(B,C) ・ 役員の選出方法の改善や資質向上を図っていくことが重要。(C) ・ JAの利用者がJAの運営方針について話し合うことが重要。(D) ・ 担い手・女性の意見をJA経営に反映させるとともに、組合員がもっとJA経営に参画していくべき。(A,C) ・ 法人は、JAとうまく協調していきたいと思っており、JAも法人の意見を反映してほしい。(E) ・ 経営に第三者の意見を取り入れる体制も必要。(B,E) ・ 外部の有能な人材を役員に登用することも必要。(D) ・ 理事の定年制や任期制の導入が必要。(B) ・ JAは、もっと組合員に情報公開すべき。(A,B) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トップマネジメントが重要。(I) ・ JAの所有と経営の分離も必要であり、経営管理委員会と理事会の併用制を原則とする法改正が必要。(J) ・ 大型JAは、経営管理委員会と理事会の併用制が必要。(G) ・ 経営管理委員会の定着を図る上で、名称の見直しや委員会の運営指針の整備も必要。(J) ・ 経営能力のある専門家を役員に入れなければ、JA経営はやっていけない。(G) ・ 的確なJA経営のためには、役員の兼職は厳しく禁止すべき(議員との兼職は禁止すべき)。(G) ・ 准組合員、地域住民との連携も重要。(H) ・ JAのゾーニング規制がJAの活性化を妨げている。これを撤廃すべき。(I) ・ JAが組合員に対して情報公開を進めていくことが、施設の統廃合等の改革の推進にもつながる。(G) ・ JAの自己責任意識の確立が必要。すぐに責任を他に転嫁することに問題がある。(I) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理委員会と理事会の併用方式の定着が必要。とくに全国連の率先導入が必要。(K) ・ JAにおける青年・女性の意見反映が重要。(K) ・ 役員として学識経験者が多数入ることが必要。(K)
<p>(2) 中央会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央会は、JA経営のコンサルタントに力を入れるべき。(F) ・ 中央会も農家組合員の意見を聴く機会を設けるべき。(B,C) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央会は、JA代表だけでなく、青年・女性・大規模農家・法人などの意見をとりまとめるべき。(J) ・ 中央会役員に会員以外の第三者の登用も検討すべき。(J) ・ 統合連合会が県中央会の会員となることも必要。(J) ・ 中央会は、JA・連合会の役職員教育など人材育成に努力すべき。(J) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央会の監査、経営指導機能の強化が必要。(K) ・ 県農政の推進に、県中央会は不可欠。(K)
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAグループ全体としての仕事の仕方の見直しが必要。(F) ・ 組合員のためのJAということを認識すべき。(B) ・ コストを下げるには、JAの大型合併も必要。(D) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAは、存在することに意義があるのでなく、何をやるかが重要。(I) ・ コストダウンのためには、組合員全利用も重要であるが、それにはJA側が最大限の努力をすることも必要。(J) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAの検査は県中心でよいと思うが、ときには国が検査することも必要。(K) ・ 中山間地域では、JAの広域合併は、農業・農村の切捨につながる。もっと市町村と一体となって地域振興の役割を果たすべき。(L) ・ 農協、森林組合、漁協の統合も検討すべき。(L)

補足説明資料

- 1 組合員資格と意思反映について
 - (1) 正組合員資格
 - (2) 準組合員資格
 - (3) 1戸複数加入の実態
 - (4) 理事
 - (5) 経営管理委員

- 2 業務執行体制について
 - (1) 議員との兼職の禁止について
 - (2) 農協の役員の定年制について

- 3 農協の事業について
 - (1) 農協法上の規定振り
 - (2) 教育情報資金制度

- 4 ゾーニング規制について

- 5 中央会について

- 6 模範定款例について
 - (1) 法的根拠
 - (2) 信用事業の余裕金の上部団体への預入れ

1 組合員資格と意見反映について

(1) 正組合員資格

- ・ 定款で定められる範囲の農民であること（法第12条第1項第1号）
農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。（法第3条第1項）
10アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあること（模定例第8条第2項第1号）
1年のうち90日以上農業に従事する農民で、その住所が組合の地区内にあること（模定例第8条第2項第2号）
- ・ 農業経営の事業を行う農事組合法人並びに農業の経営及びこれに附帯する事業のみを行うその他の法人のうち、定款で定められる範囲のものであること（法第12条第1項第2号）
農業の経営を行う農事組合法人並びに農業の経営及びこれに附帯する事業のみを行なうその他の法人でその事務所又はその経営に係る土地が組合の地区内にあること（模定例第8条第2項第3号）

(2) 准組合員資格

- ・ その単位組合の地区内に住所を有する個人で当該組合の施設を利用することが相当とするもの（法第12条第1項第3号）
- ・ その単位組合の地区の全部又は一部を地区とする単位組合のうち、定款で定められる範囲のものであること（法第12条第1項第4号）
- ・ 農事組合法人等その単位組合の地区内に住所をもつ農民が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとにその構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他その単位組合又はその単位組合の地区内に住所を持つ農民が主たる構成員となっている団体又は出資者となっている団体のうち、定款で定められる範囲のものであること（法第12条第1項第5号）

(3) 1戸複数加入の実態

1戸当たりの正組合員数（平成10年） 約 1.15 人

正組合員（個人） ÷ 正組合員戸数

5,335,636 ÷ 4,651,702 = 1.147

1戸複数正組合員制をとっている組合の割合 約 88 %

（集計対象組合1840中1620組合）

数値はいずれも「平成10事業年度総合統計統計表（農林水産省経済局農業協同組合課編）」による。

(4) 理事

(経営管理委員を置かない場合)

- ・ 理事の定数の少なくとも3分の2以上が正組合員（法人を除く）であること（法第30条第10項）

定数5人以上（法第30条第2項）

(経営管理委員を置く場合)

- ・ 法律上の制限なし

(組合の業務につき学識経験を有すること（模定例第28条第3項）)

定数3人以上（法第30条の2第3項）

他の組合、法人の常務に従事し、事業を営むことが禁止されている（第31条の2第3項）

(5) 経営管理委員

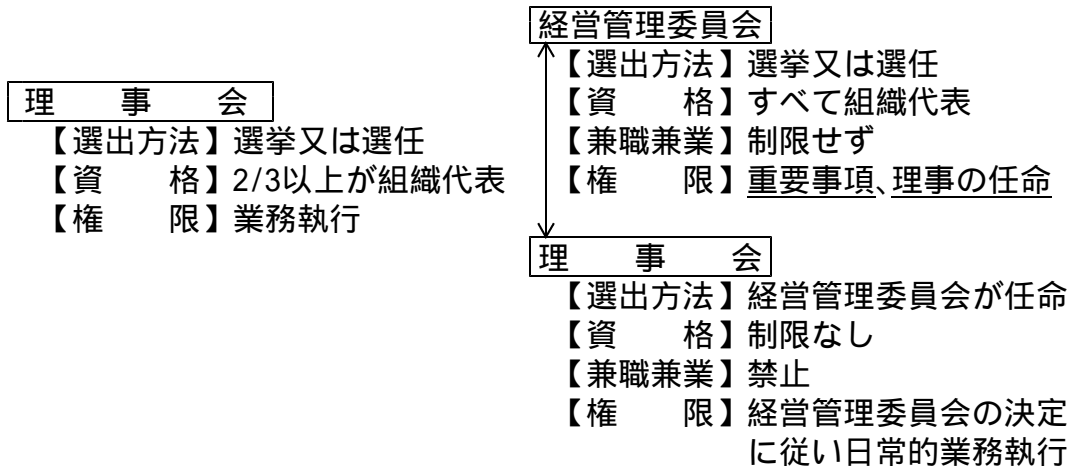
- ・ 正組合員（法人を除く）であること（法第30条の2第2項）

定数5人以上（法第30条の2第2項）

理事、監事、組合の使用人との兼業が禁止されている（法第31条の2第4項）

経営管理委員会制度と理事会の併用方式

- ・ 農協の業務執行機関を、日常の業務を執行する『理事会』とこれをコントロールする『経営管理委員会』に区分する制度で、平成8年の農協法改正で導入された。
- ・ 『経営管理委員会』は組合員代表から成り、業務の基本方針と重要事項の決定、理事の任命等を行う。
- ・ 『理事会』は専門的知識を有する実務家から成り、経営管理委員会の決定を踏まえつつ、頻繁に理事会を開催して日常的業務を執行する。



改 正 後	<p>第三十二條の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。</p> <p>② 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。</p> <p>③ 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。</p> <p>④ 前項の規定による招集については、商法第二百五十九条ノ二の規定を準用する。</p> <p>⑤ 経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。</p> <p>⑥ 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>⑦ 第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。</p>
現 行	

第32条の2 関係 (経営管理委員会)

1. 経営管理委員会の任務 (第1項)

- (1) 経営管理委員会は、日常的業務執行を職務に専念する実務家に委ねつつ、組織代表が業務執行をコントロールすることに主眼があり、このため、業務執行に関する重要事項を決定することとされている。
- (2) その内容については、農協法の中で個別に定めるもののほか、各組合において、その状況を踏まえて適正な業務執行が行えるようにすることを旨として、定款で定めることとしている。
- (3) なお、農協法の中で、経営管理委員会の権限を定めているものとしては、次のようなものがある。
 - ① 第30条の2第4項 (理事の選任)
 - ② 第32条の2第5項 (理事の解任請求)
 - ③ 第34条 (理事と組合との契約の承認)
 - ④ 第36条第1項 (決算書類等の承認)
 - ⑤ 第37条第2項 (部門別損益書類の承認)
 - ⑥ 第72条第2項 (清算時の財産処分方法等の承認)
 - ⑦ 第72条の2第2項 (清算終了時の決算報告書の承認)

2. 理事に対する説明要求 (第2項)

- (1) 経営管理委員は、日常的業務執行に当たっているわけではないので、種々の決定に際して、日常的業務執行に当たっている理事の出席・説明を求める必要があることから、これが明定されている。
- (2) なお、この規定を根拠に、理事全員に経営管理委員会への出席・説明要請を行えば、事実上、経営管理委員と理事による合同の会議を開催し、議論することができる。
ただし、決定行為そのものは、それぞれの資格・定数が異なる以上、この場合もそれぞれが独立して行うこととなる。

3. 経営管理委員会の招集（第3項・第4項）

- (1) 日常的業務執行の過程で、業務執行上の重要事項として経営管理委員会の決定を仰ぐ必要が生ずることが十分想定されるので、理事会に経営管理委員会の招集権を与える。
- (2) この場合の招集通知手続については、商法第259条の2を準用している。
- (3) なお、理事に理事会の招集権があると同様、経営管理委員にも経営管理委員会の招集権を与えることとし、このことを第39条第3項において商法第259条（取締役が取締役会の招集権）を準用する形で規定している。

4. 経営管理委員会による理事の解任請求（第5項・第6項・第7項）

- (1) 理事の任命権は経営管理委員会にあるが、そのこととの関連において、理事の解任にも関与できることとする必要がある。
- (2) ただし、経営管理委員会が直接解任を決定することとすると、経営管理委員会がこれを乱発した場合、理事の地位があまりにも不安定となり、業務執行に支障を来すおそれがあるため、①理事が第33条第1項の義務（法令等を遵守し忠実に職務を遂行する義務）に違反した場合に、②総会への解任請求という形で関与を認めることとしている（第5項）。
- (3) そして、総会で出席者の過半数の同意があったときに失職することとしている（第7項）。
- (4) 第6項では、この場合当該理事に弁明の機会を与えるための手続を規定している。
- (5) なお、別途第38条第2項において、組合員は、他の役員に対する改選請求と同様、理事の解任請求ができることとしている。。

第33条関係（理事の責任）

- (1) 経営管理委員会を置いている組合の理事は、職務の遂行に当たって、法令・総会決議等を遵守するほか、経営管理委員会の決議を遵守しなければならないこととしている。
- (2) なお、経営管理委員も、法令・総会決議等の遵守義務があるが、これは、第39条第2項において、この第33条を準用する形で規定している。
- (3) また、現行第3項では、理事が損害賠償責任を負う場合として、悪意・重過失があった場合のほか、決算書類の虚偽記載、虚偽の登記・公告をした場合を規定しているが、これについて他の金融業態では、金融健全化法において、理事が注意を怠らなかったことを証明すれば免責されることとしたことから、これを第4項に移動して明定している。

改正後	現行
<p>第三十三条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程並びに総会及び経営管理委員会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。</p> <p>④ 理事が第三十六条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>第三十三条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。</p> <p>・重要な事項につき第三十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。</p> <p>④ (略)</p>

第39条関係（理事・監事・経営管理委員等についての準用）

1. 商法準用の拡大

(1) 金融健全化法により、他の金融業態において、商法を準用する形で健全化措置が規定されたため、農協においても、同様の商法準用を行っている。

（基本的なルールであるため、全農協に適用）

(2) 具体的な準用規定は次のとおり。

- ① 商法第254条の2（取締役の欠格事由）を理事・監事に準用
- ② 商法第274条の3（監査役の子会社監査）を監事に準用
- ③ 商法第275条の3（監査役が総会において監査役の選・解任について意見表明）を監事に準用

2. 経営管理委員会制度の導入に伴う準用

経営管理委員会制度の導入に伴い、次のような規定を準用している。

(1) 経営管理委員に準用

- ① 商法第254条第3項（組合とは委任関係）
- ② 商法第254条の2（欠格事由）
- ③ 商法第256条第3項（総会終了時までの任期延長ができる）
- ④ 商法第258条第1項（定数割れの場合における退任役員の暫定的な権利義務）
- ⑤ 商法第267条～第268条の3（経営管理委員の責任追及の訴）
- ⑥ 商法第269条（報酬は総会決議で決定）
- ⑦ 農協法第33条（経営管理委員の責任）
- ⑧ 農協法第34条（組合と経営管理委員との契約は、経営管理委員会の承認を要する）

(2) 経営管理委員会に準用

- ① 商法第259条（経営管理委員に経営管理委員会の招集権）
- ② 商法第259条の2（経営管理委員会の招集手続）
- ③ 商法第259条の3（経営管理委員会の招集手続の省略）
- ④ 商法第260条の2（経営管理委員会の決議方法＝過半数出席、その過半数で決

改正法第二条による改正後	改正法第一条による改正後	現行
<p>第三十九条 理事、経営管理委員及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七條から第二百六十八條ノ三までの規定を、理事及び経営管理委員については、同法第二百六十九條の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「農業協同組合法」と読み替へるものとする。</p> <p>② 理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定を、経営管理委員については、第三十三條第一項から第三十三條第五項並びに第三十四條の規定を、監事については、第三十三條並びに同法第二百七十四條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定を準用する。この場合において、第三十三條第四項中「第三十六條第一項の書面に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは、「監査報告書に記載すべき</p>	<p>第三十九条 理事、経営管理委員及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七條から第二百六十八條ノ三までの規定を、理事及び経営管理委員については、同法第二百六十九條の規定を準用する。</p> <p>② 理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定を、経営管理委員については、第三十三條第一項から第三十三條第五項並びに第三十四條の規定を、監事については、第三十三條並びに同法第二百七十四條、第二百七十四條ノ二、第二百七十五條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定を準用する。この場合において、第三十三條第四項中「第三十六條第一項の書面に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公</p>	<p>第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十八條ノ三までの規定を、理事については、民法第五十五条並びに同法第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十九條及び第二百七十二条の規定を、監事については、第三十三條並びに同法第二百七十四條、第二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定を、理事会については、同法第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三並びに第二百六十條ノ四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは、「第二百五十八條第一項」と読み替へるものとする。</p>

重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若くハ経営管理委員会」と、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第三十条第十一項ニ規定スル子会社）同法第十二項ノ規定ニ依リ子会社ト置換セシメル株式会社又ハ有限会社ヲ指ス）」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百六十七條第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十九條第一項ニ於テ監事ニ付テ準用スル第二百六十七條第一項」と、同法第二百七十八條中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読

告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若くハ経営管理委員会」と、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百六十七條第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十九條第一項ニ於テ監事ニ付テ準用スル第二百六十七條第一項」と、同法第二百七十八條中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

- する)
- ⑤ 商法第260条の3 (監査役 (= 監事) の経営管理委員会への出席、招集等)
 - ⑥ 商法第260条の4 (経営管理委員会の議事録)

③ み替えるものとする。

④ 理事会及び経営管理委員会については、
商法第二百五十九条から第二百五十九条ノ
三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条
ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第
二項の規定を準用する。この場合において
「経営管理委員会」について準用する場合に
は、同法第二百六十条ノ三第二項中「取締役」
とあるのは、「理事又は経営管理委員
員」と読み替えるものとする。

2 業務執行体制について

(1) 議員との兼職の禁止について

- 1 農協系統についても、我が国の金融システムの1員として責任ある業務執行体制の確立を図る必要があるとの観点から、平成8年の農協法改正において、信用事業を行う全ての農協及び信連について、代表理事及び常務に従事する役員等については他の組合若しくは法人の常務に従事してはならないとする、いわゆる兼職・兼業制限制度が導入されたところである（農協法第31条の2）。
- 2 この場合、地方公共団体は法人であるが（地方自治法第2条第1項）、地方公共団体の議会議員は、地方自治法第203条により、非常勤の職員として位置付けられており、常務に従事する場合に該当しない。
- 3 なお、議員を兼ねている理事が議会多忙を理由として理事会に出席しないなど、農協の職務に専念しないおそれがある場合には理事として選出しないとする申合せを行うJAも見られるところであり、組合の自治により理事の議員との兼職を排除することは可能である。

地方自治法第203条第1項

普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

(2) 農協の役員の定年制について

一般に雇用関係（職員）・委任関係（役員）は、私的自治の領域であり、法律で定年の上限を定めることは行われていない（高齢化が進む中で、定年の下限を引き上げる方向の法律は別）。例外は、国家公務員や地方公務員であるが、これは公務員の任用が公法上の任命であることによるものである。

私的自治の中で、組合自ら定年制を設けることは可能であり、現に複数の県において、役員の選出について定年年齢又は勤続年数等を定めている例もある。

3 農協の事業について

(1) 農協法上の規定振り

第10条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 1 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- 2 組合員の貯金又は定期積金の受入
- 3 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 3の2 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 4 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 5 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 6 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 7 農村工業に関する施設
- 8 共済に関する施設
- 9 医療に関する施設
- 9の2 老人の福祉に関する施設
- 10 組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設
- 11 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 12 前各号の事業に附帯する事業

組合員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）は、前項に規定する事業のほか、組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。

第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。

- 1 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第11条の15の2第1項第2号において同じ。）
- 2 前号に規定する土地に併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係るもの

組合員に出資をさせない組合（以下非出資組合という。）は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号又は第8号の事業を行うことができない。

出資組合は、第1項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は1部を併せ行うことができる。

- 1 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若し

くは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業

- 2 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
- 3 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業

第1項第2号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 1 手形の割引
- 2 為替取引
- 3 債務の保証又は手形の引受け
- 4 有価証券の貸付け
- 5 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 6 金銭債権（譲渡性貯金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 6の2 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 7 有価証券の私募の取扱い
- 8 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理
- 9 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 10 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 11 両替
- 12 金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第9項に規定する金融先物取引等の受託等
- 13 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第6号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 14 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第12号に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
- 15 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第6号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）

16 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

17 前各号の事業に附帯する事業

第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法（昭和23年法律第25号）第65条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）により同法第1条第1項に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

1 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

2 担保付社債信託法（明治38年法律第52号）により行う担保付社債に関する信託事業

(2) 教育情報資金制度

農協法第51条第4項

出資組合は、第10条第1項第10号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

総合農協 1 組合あたり平均（平成10事業年度）

当期剰余金 約8300万円 × 1/20 = 約400万円（教育情報資金相当）

営農指導費 約 1 億8000万円

4 ゾーニング規制について

農協法第60条

行政庁は、前条第1項の申請（設立認可）があつたときは、左の場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反するとき。

その事業が健全に行われず、且つ、公益に反すると認められるとき。

農業協同組合連合会にあつては、当該連合会が農業協同組合中央会の事業の全部又は一部と同種の事業を行うことにより農業協同組合中央会の事業の発展に支障があると認められるとき。

「農業協同組合法の一部を改正する法律の施行について（昭和29年6月30日29農経局第1474号農林省農林経済局長通達）（抜粋）」

当面認可については、信用事業又は共済事業を行う組合につき、左の場合には第60条第2号の規定を適用して不認可処分をすることができるものとし、・・・

(ロ) 同一地域に既に信用事業を行う組合があり、当該組合の組合員がその地域の農民の過半数である場合において、新たにその事業の組合を設立するとき。

したがって、次のような地区の重複は現在でも見られる。

- ア 総合農協と専門農協で地区が重複している事例
- イ 合併に際し、従来の合併構想を前提に未参加JAの地区を含めている事例
- ウ JAの事業利用の利便性に応えるため、関係JAと協定し、地区拡大を図った事例

5 中央会について

農協法（第3章 農業協同組合中央会）

第73条の2

農業協同組合中央会（以下中央会という。）は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

第73条の3

中央会は、都道府県農業協同組合中央会（以下都道府県中央会という。）及び全国農業協同組合中央会（以下全国中央会という。）とする。

第73条の4

中央会でない者は、農業協同組合中央会という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第73条の5

中央会は、法人とする。

第73条の6

中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第73条の7

都道府県中央会の地区は、都道府県の区域に、全国中央会の地区は、全国の区域による。同一の区域を地区とする中央会は、1個とする。

第73条の8

国は、毎年度予算の範囲内において、中央会の事業に要する経費の一部を補助することができる。

第73条の9

中央会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。

- 1 組合の組織、事業及び経営の指導
- 2 組合の監査
- 3 組合に関する教育及び情報の提供
- 4 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停
- 5 組合に関する調査及び研究
- 6 前各号の事業の外、中央会の目的を達成するために必要な事業

中央会は、組合に関する事項について、行政庁に建議することができる。

第73条の10

全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして全国中央会に協議をさせ、又は都道府県中央会に事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

第73条の10の2

私的独占禁止法第8条第1項第1号及び第4号の規定は、中央会が行う第73条の9第1項各号及び前条第1項の事業については、適用しない。この場合には、第72条の8の2ただし書の規定を準用する。

第73条の11

中央会は、第73条の9第1項第2号の事業を行おうとするときは、監査規程を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法並びに第73条の21第1項の農業協同組合監査士の服務に関する事項を記載しなければならない。

監査規程を変更し、又は廃止するには、主務大臣の承認を受けなければならない。

第73条の11の2

前条第1項の承認を受けた中央会は、第37条の2第1項の監査以外の監査について、毎事業年度、監査の対象としようとする組合及び全国中央会にあつては主務大臣、都道府県中央会にあつてはその地区を管轄する都道府県知事の意見を聴いて、監査実施計画を定めなければならない。

前項の監査実施計画においては、監査の対象となる組合、監査の実施時期、農業協同組合監査士その他の監査に当たる者の員数その他監査の実施の細目を定めるものとする。

中央会は、第1項の監査実施計画に重要な変更を行うには、同項の規定の例によらなければならない。

中央会は、第1項の監査実施計画を定めたときは、すみやかに、これを、当該監査実施計画において監査の対象となる組合として定められた組合に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

前項の規定による通知を受けた組合は、当該監査実施計画に基く中央会の監査を受けるように努めるとともに、その実施に当つては、これに協力しなければならない。

中央会は、組合から監査を受けたい旨の申出があつたときは、前5項の規定にかかわらず、中央会の定めるところにより、当該申出に係る組合の監査を行うことができる。

第73条の12

中央会の会員は、正会員及び准会員とする。

都道府県中央会の正会員たる資格を有する者は、都道府県中央会の地区の全部又は一部を地区とする組合とする。

都道府県中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で都道府県中央会の地区内に住所を有するもののうち定款で定めるものとする。

全国中央会の正会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 1 都道府県中央会
- 2 都道府県中央会の正会員たる組合
- 3 組合（前号に掲げる者を除く。）

全国中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で定款で定めるものとする。

第73条の13

会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

都道府県中央会の会員の脱退については、第21条及び第22条の規定を準用する。

前条第4項第1号又は第2号に該当する者は、全国中央会が成立したときは、すべてその正会員となる。全国中央会が成立した後において同項第1号又は第2号に該当するに至つた者についても、また同様とする。

前条第4項第3号に該当する者及び准会員たる資格を有する者が全国中央会に加入しようとする場合には、第1項の規定を準用する。

全国中央会の前条第4項第1号又は第2号の規定による正会員の脱退については、第22条第1項第1号及び第2号の規定を、その他の正会員及び准会員の脱退については、第21条及び第22条の規定を準用する。

第73条の14

都道府県中央会の正会員は、各1個の議決権（第73条の22第1項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の正会員にあつては代議員の選挙権）を、全国中央会の正会員は、各1個の代議員の選挙権を有する。ただし、全国中央会の代議員の選挙については、都道府県中央会及び第73条の23第2項第3号に規定する農業協同組合連合会は、この限りでない。

中央会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その正会員（全国中央会にあつては、同項ただし書に規定する者であるものを除く。）に対して、当該正会員が農業協同組合である場合にあつては当該農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該正会員が農業協同組合連合会である場合にあつては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、2個以上の議決権（第73条の22第1項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の正会員及び全国中央会の正会員にあつては、代議員の選挙権）を与えることができる。

第73条の15

中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

中央会は、定款の定めるところにより、会員に対して過怠金を課することができる。

第73条の16

中央会の会員に対してする通知又は催告については、第43条の5第1項及び第2項の規定を準用する。

第73条の17

中央会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 1 事業
- 2 名称
- 3 事務所の所在地
- 4 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
- 5 経費の分担に関する規定
- 6 業務の執行及び会計に関する規定
- 7 役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
- 8 第73条の22第1項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会及び全国中央会にあつては代議員の定数及び選挙に関する規定
- 9 事業年度
- 10 公告の方法

定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第73条の18

中央会に、役員として会長1人、副会長1人（全国中央会にあつては、3人以内）、理事5人以上及び監事2人以上を置く。

役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会において選任する。

役員の任期は、3年以内において定款で定める。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める。但し、その期間は、1年をこえてはならない。

第73条の19

会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。

副会長は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときには会長の職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会長及び副会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときにはその職務を行う。

第73条の19の2

中央会が会長、副会長又は理事と契約するときは、監事が、中央会を代表する。中央会と会長、副会長又は理事との訴訟についても、同様とする。

第73条の20

中央会の会長、副会長、理事及び監事については、第33条第1項から第4項まで並びに商法第254条第3項、第256条第3項及び第258条第1項の規定を、会長については、第35条、第43条の3第2項及び第72条の12の2の規定を、会長、副会長及び理事については、民法第44条第1項、第54条及び第55条の規定を、監事については、第31条の2第5項及び第43条の4第1項、同法第59条並びに商法第278条の規定を準用する。この場合において、第35条第2項中「総会、理事会及び経営管理委員会」とあるのは「総会」と、第43条の3第2項及び第72条の12の2中「理事会（第30条の2第3項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項において同じ。）」とあるのは「会長」と、「理事会は」とあるのは「会長は」と、第43条の4第1項「理事（第30条の2第3項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項において同じ。）」とあるのは「会長、副会長及び理事」と「理事が」とあるのは「会長、副会長及び理事が」と読み替えるものとする。

第73条の21

第73条の9第1項第2号の事業を行う中央会には、組合の監査に当らせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。

農業協同組合監査士は、農林水産省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

農業協同組合監査士の選任及び解任は、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

第1項の中央会は、その行う組合の監査に関し公認会計士又は監査法人が公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項又は第2項の業務を行う旨の契約を、公認会計士又は監査法人と締結しなければならない。

第73条の21の2

会長は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回通常総会を招集しなければならない。

会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。

第73条の22

都道府県中央会の総会は、定款の定めるところにより、代議員をもつて組織することができる。

代議員は、各々1個の議決権を有する。

代議員は、正会員が選挙した者をもつて充てる。

代議員は、正会員たる組合の理事又は経営管理委員でなければならない。

代議員の定数は、正会員の総数のおおむね10分の1を下らないように定款で定めなければならない。

代議員の任期は、3年以内において定款で定める。

代議員の選挙については、第30条第4項から第8項までの規定を準用する。この場合において、第30条第5項中「第16条第2項」とあるのは「第73条の14第2項」と、「農業協同組合連合会」とあるのは「都道府県中央会」と読み替えるものとする。

第73条の23

全国中央会の総会は、代議員をもつて組織する。

代議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 1 都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は1部を地区とする組合（その区域をこえる区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するものを含む。）であつて第73条の14の規定により選挙権を有する正会員たるものが選挙した者
- 2 都道府県中央会の会長
- 3 正会員たる農業協同組合連合会で都道府県の区域をこえる区域を地区とするものごとに、全国中央会の定款で定める理事又は経営管理委員1人

前項第1号の規定により正会員が選挙する代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会員の数（第73条の14第2項の規定により正会員に対して2個以上の選挙権を与える場合にあつては、正会員の有する選挙権の数）におおむね比例するように、定款で定める。

代議員については、前条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定を準用する。この場合において、同条第4項、第6項及び第7項中「代議員」とあるのは、「第2項第1号の規定により正会員が選挙する代議員」と読み替えるものとする。

第73条の24

中央会の成立の日から1年以内において創立総会で定める期間内は、代議員は、第73条の22第3項又は前条第2項の規定にかかわらず、都道府県中央会にあつては創立総会において選任した者をもつて、全国中央会にあつては創立総会において選任した者並びに同項第2号及び第3号に掲げる者をもつて充てる。

前項の規定により創立総会において選任する代議員（以下「選任による代議員」という。）は、発起人たる組合の理事若しくは経営管理委員又は正会員たる資格を有する組合で発起人に対し設立の同意を申し出たもの（全国中央会にあつては、都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）の理事若しくは経営管理委員でなければならない。

選任による代議員の定数は、創立総会において定める。

第73条の25

左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 会員の除名
- 4 役員解任
- 5 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 6 経費の賦課及び徴収の方法

前項第1号から第4号までに掲げる事項は、都道府県中央会にあつては正会員（第73条の22第1項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会にあつては代議員）、全国中央会にあつては代議員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

中央会の総会については、第16条第3項から第6項まで、第43条の5第3項及び第45条、民法第64条及び第66条並びに商法第243条並びに第244条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合におい

て、第16条第3項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「都道府県中央会の総会にあつては他の正会員（第73条の22第1項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の総会にあつては、正会員たる組合の理事若しくは経営管理委員）全国中央会の総会にあつては正会員たる組合の理事若しくは経営管理委員又は都道府県中央会の会長、副会長若しくは理事」と、同条第5項中「5人」とあるのは「2人」と、民法第64条中「第62条」とあり、及び商法第243条中「第232条」とあるのは「農業協同組合法第73条の25第3項ニ於テ準用スル同法第43条の5第3項」と読み替えるものとする。

第73条の26

都道府県中央会を設立するには都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合が、全国中央会を設立するには都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会又は都道府県中央会が、それぞれ発起人となり、定款及び事業計画を作成し、会日の2週間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を招集しなければならない。

前項の発起人の数は、5以上でなければならない。この場合において、都道府県中央会の設立にあつては、その中に都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会2以上を含まなければならない。

発起人は、創立総会を招集するには、都道府県中央会の設立にあつてはその地区の全部又は1部を地区とする組合の総数の10分の1以上の同意を、全国中央会の設立にあつては都道府県中央会の総数の3分の2以上及び都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合の総数の10分の1以上の同意を得なければならない。

定款の決定、事業計画の設定、役員及び代議員の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会については、第16条第1項及び第4項から第6項まで、第45条第2項及び第3項並びに第58条第5項及び第6項、民法第66条並びに商法第244条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同法第244条第2項中「取締役」とあるのは、「発起人」と読み替えるものとする。

第73条の27

発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、主務大臣の要求があるときは、中央会の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第73条の28

前条第1項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

第73条の29

中央会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第73条の30

中央会は、左の事由によつて解散する。

1 総会の議決

2 破産

解散の議決は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

中央会の解散及び清算については、第71条第1項及び第72条第1項、民法第73条、第75条、第76条及び第78条から第83条まで、商法第131条本文及び第427条第1項並びに非訟事件手続法第35条第2項、第36条、第37条ノ2、第135条ノ25第2項及び第3項、第137条並びに第138条の規定を準用する。この場合において、第71条第1項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、民法第75条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第73条の30第3項ニ於テ準用スル同法第71条第1項」と読み替えるものとする。

6 模範定款例について

(1) 法的根拠

農協法第28条（抜粋）

組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の定款には、第6号、第8号及び第9号の事項を記載しなくてもよい。

- 1 事業
- 2 名称
- 3 地区
- 4 事務所の所在地
- 5 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 6 出資一口の金額及びその払込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
- 7 経費の分担に関する規定
- 8 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 9 準備金の額及びその積立の方法
- 10 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定
- 11 事業年度
- 12 公告の方法

前項第10号の役員選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員を総会外において選挙することとしたときはその旨を定めなければならない。

組合の定款には、第1項の事項の外、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

行政庁は、模範定款例を定めることができる。

農協法第44条（抜粋）

定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 信用事業の余裕金の上部団体への預入れ

模範定款例（JA）

第58条 この組合の余裕金は、次に掲げる目的以外の目的には運用することができない。

- 1 県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預け金又は郵便貯金
- 2 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得
- 3 特別の法律により設立された法人（金融機関を除く。）の発行する債券（政府保証債券を除く。）の取得
- 4 銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法の特定したものを除く。）
- 5 貸付信託又は証券投資信託の受益証券の取得
- 6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

この組合は、前項第2号若しくは第3号に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券を銀行又は信託会社への信託をすることができる。

第1項第1号の規定による 県信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫への預け金の合計額は、余裕金総額の3分の2を下つてはならない。

この組合が、第1項第3号から第6号までに掲げる目的に運用する余裕金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。

模範定款例（信連）

第53条 この会の余裕金は、次に掲げる目的以外の目的には運用することができない。

- 1 農林中央金庫若しくは銀行への預け金又は郵便貯金
- 2 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得
- 3 特別の法律により設立された法人（金融機関を除く。）の発行する債券（政府保証債券を除く。）の取得
- 4 銀行又は信託会社への金銭の信託（金銭信託以外のものにあつては主務大臣の指定するものに限り、運用方法の特定したものにあつては農業協同組合財務処理基準令第8条第3項各号に掲げる目的及び金融機関に対する貸付けを運用の対象とするものに限る。）
- 5 貸付信託又は証券投資信託の受益証券の取得
- 6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
- 7 株式（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
- 8 第2号及び第3号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものの取得

この会は、前項第2号、第3号若しくは第8号に規定する債券又は前項第5号に規定する受益証券の銀行又は信託会社への信託をすることができる。

この会が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する余裕金の総額は、この会の余裕金総額の2分の1を下つてはならない。